

平成22年度

福島町まちづくり推進会議

(第1回)

みんなで創る

“まちづくり”



と き：5月27日（木）午後6時

ところ：健康づくり研修室

総務課企画グループ

次 第

1. あいさつ
2. 委員の変更について
3. まちづくり推進会議の役割について
 - (1) まちづくり基本条例の現状評価について
 - (2) 行政評価について
 - (3) ふるさと応援基金の活用について
 - (4) まちづくり推進会議のスケジュールについて
4. ふるさと応援基金の活用の検討について
5. その他

福島町まちづくり推進会議委員名簿

番号	氏名	所属	部会
1	阿部 國雄	総合開発計画審議会	経済福祉部会
2	木村 末正	総合開発計画審議会	総務教育部会
3	中塚 徹朗	総合開発計画審議会	経済福祉部会
4	平沼 竜平	総合開発計画審議会	総務教育部会
5	松谷 剛	福島吉岡漁業協同組合	経済福祉部会
6	坂口 ゆかり	福島町商工会	経済福祉部会
7	管藤 光男	地域農政推進協議会	経済福祉部会
8	菊地 謹一	町内会連合会	総務教育部会
9	山田 正宏	P T A連合会	総務教育部会
10	阿部 透	福島幸愛会	総務教育部会
11	熊野 茂夫	自立プラン推進委員会委員長	総務教育部会
12	枝松 豊	北海道電力(株)福島営業所長	経済福祉部会
13	金谷 由美子	公募	総務教育部会
14	常磐井 武典	公募	経済福祉部会
15	山名 連	公募	経済福祉部会
16	金澤 富士子	公募	総務教育部会

2. 委員の変更について

区 分	新委員	旧委員
北海道電力(株)福島営業所	枝 松 豊	寒 川 恵 二
公 募	金 澤 富士子	欠 員

3. まちづくり推進会議の役割について

まちづくり推進会議は、福島町まちづくり基本条例において町長の附属機関として設置が義務付けられております。

(まちづくり推進会議の設置)

第32条 町長の附属機関として、福島町まちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）を設置します。

2 前項の推進会議に必要な事項は、別に条例で定めます。

【趣旨】

この条例の検討及び見直し等の必要な事項を協議するための「まちづくり推進会議」の設置について規定しています。

【説明】

第1項 この条例の検討等に関する町長の諮問に応じて答申することの他に、まちづくりの推進に関して町長に意見を述べることができる町長の附属機関として推進会議を設置するものです。

第2項 推進会議の組織及び運営に関する事項は、別に条例で定めることとします。

○福島町まちづくり推進会議条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、福島町まちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 推進会議は、町長の諮問に応じ、福島町まちづくり基本条例（平成21年福島町条例第7号）第33条に規定する事項について調査審議し、答申するものとする。

（条例の検討及び見直し）

第33条 町は、この条例の内容について、施行後4年を超えない期間ごとに検討を加え、その結果に基づいて見直しを行います。

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を協議し、町長に報告するものとする。

（1）財政計画に関する事項

■➡福島町まちづくり行財政プラン

（2）行政評価に関する事項

（3）ふるさと応援基金に関する事項

（4）その他行財政の運営に関する事項

（専門部会）

第7条 推進会議に次の専門部会を置く。

（1）総務教育部会

（2）経済福祉部会

別表

部会名	所掌事項
総務教育部会	教育・文化、防災、交通安全、公害、コミュニティ、行財政に関する事項
経済福祉部会	社会福祉、保健衛生、水産、商工、労働、農林、観光、住宅、治山、治水、海岸保全、道路、橋りょう、漁港、上下水道に関する事項

(1) まちづくり基本条例の現状評価について

まちづくり推進会議の最大の役割は、前に述べましたようにまちづくり基本条例の検証にあります。

まちづくり基本条例は、町民・議会・行政の三者が「協働によるまちづくり」を進めるための約束事を定めたものです。

まちづくり推進会議では、町民の役割、議会の役割、行政の役割を1年ごとに調査・検証し、必要に応じて検討を加え町長に答申する役割を担っています。

町長は、その答申を受けて施行後4年を超えない期間ごとに、見直し作業を行う責務を負っています。

【現状評価の例】

福島町まちづくり基本条例の現状評価調書

福島町まちづくり基本条例	現状評価及び委員の意見
<p>(参画機会の保障)</p> <p>第8条 町は、町政の基本的な事項を定める計画や条例の立案等の検証過程において、広く町民が参画する機会を保障し、協働のまちづくりを積極的に推進します。</p>	<p>○町は、計画策定にあたって公募に委員を含めた策定委員会を構成し、町民の参画機会を作っている。しかし、策定委員会で検討した内容を町民懇談会などで広く知らしめる工夫が不足している。</p> <p>●課題の把握にあたってアンケートなどを実施して、いろいろな意見を掌握するべきである。</p>

(2) 行政評価について

根拠に関しては、まちづくり基本条例第20条第2項に「行政評価を行い」と明文化されている。

(行政改革・行政評価)

第20条 執行機関は、行政運営にあり方を見直すため行政改革に関する計画を策定し、行政改革を進めます。

2 執行機関は、行政活動を点検し改善を図るため行政評価を行い、効率的かつ効果的な行政運営に努めます。

福島町行政評価実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島町まちづくり基本条例（以下「まちづくり基本条例」という。）第20条第2項に規定する行政評価を行うため、事業の目的や役割、効果を検証し、町民と職員との共通認識のもとで、効率的な事務事業への見直しなど、改善を図るための行政評価実施（以下「行政評価」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(庁内評価委員会の設置)

第2条 行政評価の実施にあたり、その適切な推進のため、庁内評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

2 前項に掲げる評価委員会は、副町長、教育長及び各課長等をもって構成する。

(評価対象事業)

第3条 行政評価の対象事業は、一般会計のすべての事務事業とし、毎年度、庁内評価委員会が示す選定基準による。

(評価の実施主体及び方法)

第4条 行政評価は、次に掲げる手順に従い、毎年度実施するものとする。

(1) 1次評価 各担当課長等は、事務事業評価シート（別記様式1号）により、それぞれが所掌する事務事業について評価し、その結果を評価委員会に報告するものとする。

(2) 2次評価 2次評価は、評価委員会が、前号により報告された評価結果をもとに全庁的な視点から評価を行い、町長に報告するものとする。

(3) 外部評価 外部評価は、福島町まちづくり推進会議（以下「まちづくり

推進会議」という。)が町民の視点から評価を行うものとする。

(評価結果の公表)

第5条 町長は、毎年度、評価結果を町広報及びホームページなどにより公表するものとする。

(町民意見)

第6条 町民は、町長に対し、行政評価の結果及び評価制度について意見を述べることができる。

(決算説明資料)

第7条 町長は、福島町議会基本条例第10条第2項に基づき、行政評価に関する資料を議会へ提出するものとする。

(評価結果等の反映)

第8条 町長は、評価結果及び町民の意見を尊重するとともに、事務事業の改善又は見直しを行い、まちづくり基本条例第16条第2項の規定に基づき、町の施策の推進に反映させるよう努めるものとする。

2 町長は、評価結果等を、予算編成へ反映させるよう努めるものとする。

(庶務)

第9条 行政評価に関する庶務は、総務課企画グループにおいて処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、行政評価の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

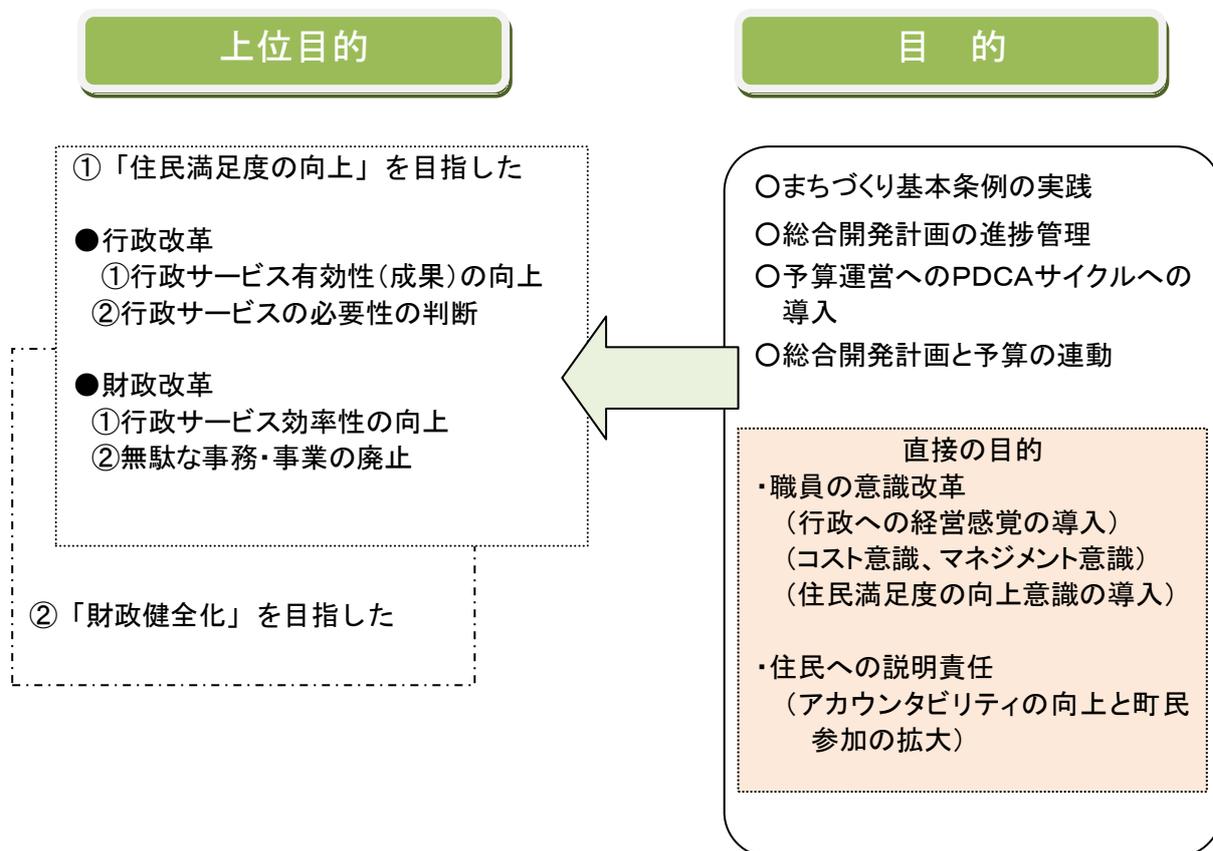
この要綱は、公布の日から施行する。

行政評価の目的としては、大局的に見れば「住民満足度の向上」と「財政健全化」の二つに分けられます。

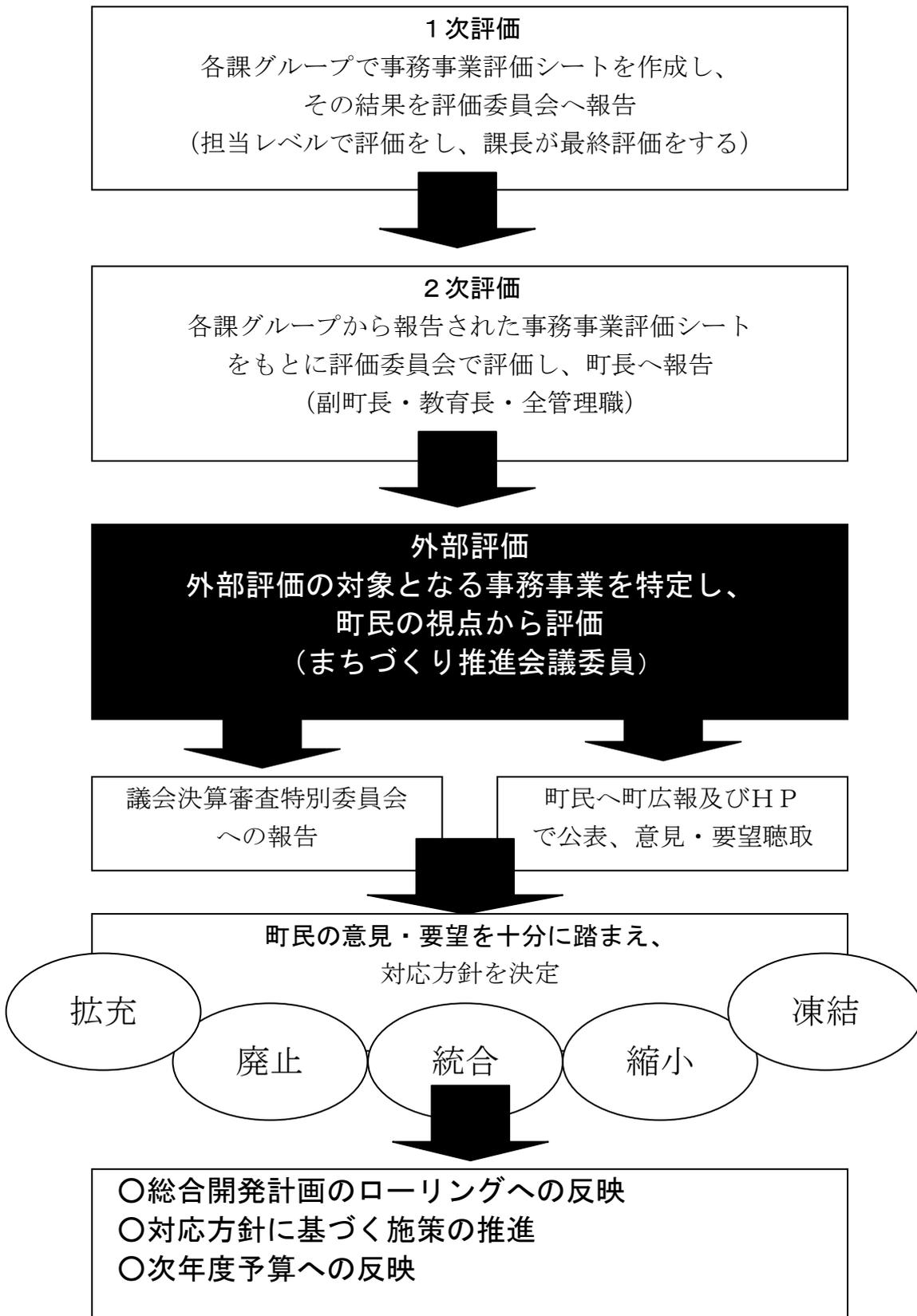
上位の目的の達成の仕組みとして「総合開発計画の進捗管理」、「予算運営のPDCAサイクル」、「総合開発計画と予算の連動」があります。

さらにその手段として「職員の意識改革」、「住民への説明責任（アカウンタビリティ）の向上と町民参加の拡大」があります。

当町は、松前町との合併破綻後の自立プラン策定時に、財政健全化を重点に行って一定程度の成果が見えたことから、この度の行政評価の目的は、「住民満足度の向上」を目指すこととし、二次的な目的に「財政健全化」を目指すこととします。



行政評価実施のフロー図



(3) ふるさと応援基金の活用について

ふるさと応援基金は、「福島町自立プラン」の特別対策の一環として産業振興や福祉の向上などのまちづくりに関する施策の財源に活用する目的で、平成18年度からスタートしております。

平成21年度の運用状況等は、次の表のようになっております。

まちづくり推進会議の役割の一つに、ふるさと応援基金に関する事項がありますので、活用に関して真剣な議論が求められております。

①寄付金残高の内訳

事業の種類	件数	残高
産業の充実及び整備に関する事業	12件	1,264,000円
生活環境の整備及び健康福祉の充実に関する事業	15件	2,315,305円
人材育成及び文化の向上に関する事業	12件	315,000円
コミュニティその他まちづくりに関する事業	4件	121,000円
特に指定なし	74件	6,931,050円
合計	117件 (実101件)	10,946,355円

②基金の運用状況

H20年度末現在高	当該年度積立金	H21年度末現在高
9,368,233円	1,631,734円	10,999,967円

(4) まちづくり推進会議のスケジュールについて

日 程	会 議	検 討 内 容
5月	第一回会議	<ul style="list-style-type: none">●まちづくり推進会議の役割に関して確認作業●ふるさと応援基金の活用を検討
7月	第二回会議	<ul style="list-style-type: none">●外部評価として、事務事業に関する行政評価の実施●まちづくり基本条例の調査・検討●ふるさと応援基金の活用に関して素案をまとめる
9月	第三回会議 (総合開発計画審議会と合同開催)	<ul style="list-style-type: none">●まちづくり基本条例の現状評価・意見のとりまとめ●行財政推進プランの検証、見直し
10月	第四回会議	<ul style="list-style-type: none">●行財政推進プランの検証、見直し、決定

4. ふるさと応援基金の活用の検討について

専門部会ごとに、グループ分けをして、グループによるワークショップを行い、それぞれのテーマでふるさと応援基金の活用方法を検討します。

【総務教育部会】
◎木 村 末 正
○平 沼 竜 平
○菊 地 謹 一
○山 田 正 宏
○阿 部 透
○熊 野 茂 夫
○金 谷 由美子
○金 澤 富士子

【経済福祉部会】
◎中 塚 徹 朗
○阿 部 國 雄
○松 谷 剛
○坂 口 ゆかり
○管 藤 光 男
○枝 松 豊
○常磐井 武 典
○山 名 連

会議の進め方

項 目	内 容
1. グループワーク準備	<ul style="list-style-type: none"> ・部会長を進行役に発表者、記録担当を決める ・模造紙の作成準備
2. グループワーク前半	<ul style="list-style-type: none"> ・個人ごとに活用を検討し、ポストイットを作成 ・作成したポストイットを模造紙に張り付ける（張り付ける場合は、類似するものをまとめる）
3. グループワーク後半	<ul style="list-style-type: none"> ・模造紙に張り付けたポストイットをもとにみんなで話し合い、優先度の高いものを絞り込む ・さらに優先度の高いものからグループとしての活用方法を決める
4. 発表	<ul style="list-style-type: none"> ・グループで話し合ったことを発表する ・他のグループからの意見
5. まとめ	

(模造紙の考え方)

